

2017年11月

ウータン・森と生活を考える会 代表・西岡良夫

## 質問状「パーム油発電事業における熱帯林への影響について」の 企業回答及び考察と提言

2017年7～9月にかけて、ウータン・森と生活を考える会では、再生可能エネルギー固定価格買取制度を用いたパーム油発電事業の開始をした、或いは認可を受けたバイオマス発電事業者8社に対し、当事業における熱帯林への影響について質問状を郵送した（7月25日発送、8月25日再発送、9月5日追加発送。）対象企業は、SB エナジー(株)、HIS スーパー電力(株)、(株)エナリス、アジア電力機構(株)、三恵エナジー(株)、クリアジャパン(株)、神栖パワープラント合資会社、及び(株)バイオ電力である。うち6社から回答を得たため、以下に内容のまとめ及び考察を記す。

### 記

#### 【調査目的】

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）のバイオマス発電燃料として認定量の大半を占めるパーム油について、その熱帯林への影響に関する発電事業者の認識を確認するためにアンケート及びヒアリング調査を行った。

#### 【回答状況】

返答あり	質問事項への回答あり (4社)	2社は紙面回答、1社は「今後事業内容の見直し等もあり口頭回答に留めたい」との希望で電話で回答を聞き取り。残り1社は「弊社回答に関する貴団体の会報含む媒体への掲載や、弊社担当者への直接のヒアリング等につきましては、ご遠慮頂きますよう宜しくお願い申し上げます。」との要請があったため、当社の回答内容は本文書におけるカウント・考察から除外。
	質問事項への回答なし (2社)	各社「現在パーム油発電事業は検討していない」、「機材販売のみで該当事業無し」という返答
返答なし (2社)		

#### 【回答結果のまとめ及び考察】

- (1) 1社が「パーム油発電事業から撤退する」と回答。ウェブサイトを確認したところ、同社は再生エネルギーの利用・普及が安価（8年で8割減）になった風力発電や太陽光発電を含む複数の再生可能エネルギー発電事業を展開しており、パーム油発電事業以外を主力としていることが見受けられた。

- (2) 3社が、Q2のパーム油の原料であるアブラヤシの農園拡大が熱帯林や泥炭湿地の破壊を引き起こしていることについて「知っている」と答えたものの、Q3の農園拡大に伴う熱帯林・泥炭湿地開発によるCO2排出量が化石燃料によるものを遥かに上回るという報告については「知らなかった」との回答。また、Q5のEUで「2020年までにバイオ燃料の使用を増やす」という方針の見直しが議論されていることについては「参考にしたい」との回答であり、パーム油発電による環境影響について認知が深まれば各企業の事業見直しが進むと期待したい。
- (3) 上記の通り、Q3の「森林や泥炭湿地を開発すれば、CO2排出量が化石燃料によるものの8~20倍に達する」という報告(UNEP, 2011)について知らない企業が大半であったが、特に泥炭湿地破壊に関してはCO2排出の面で国連を含む国際社会で問題となっており(今年10月のEU議会で「2021年にバイオディーゼルを禁止、2030年にバイオエネルギー停止へ」と決議)、日本企業もこのような動きを参考にするのであれば、パーム油の利用について今後大幅な見直し・停止へと進むことになると考えられる。
- (4) Q4の「調達パーム油が環境を破壊するものでないことの証明方法」に対して、回答企業の全てが「食用油は使用しない」と述べたが、調達ルートや最低環境負荷を問うRSPO認証油やトレサビリティの明確なパーム油を使用しているとの回答は1社にとどまった。Q6の取引先についての回答が得られなかったため各社の具体的な環境配慮についての判断は難しいが、上記1社の様なRSPO認証油使用を厳守・現地確認の実施という姿勢は必須である。
- (5) 上記について、パーム油のトレサビリティは国際的に明らかにされていない事例が大半であるため、各企業は今後パーム油の利用を継続するのであれば、アブラヤシ農園からの流通や販売ルートの現地視察・状況把握を行い、環境負荷がないことを証明する必要がある。

#### 【総括】

以上の回答から考察した結果、固定価格買取制度を運用する経済産業省及び資源エネルギー庁は、パーム油を固定価格買取制度の対象から早急に外すことが望ましいと考えられる。